栃木県公報

令和７(2025)年
12月17日(水)
号　外
第 53 号

目　　次

条　　例

○栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正…… 3
○職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正…… 4
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正…… 25
○栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部改正…… 29
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正…… 31
○栃木県公益認定等審議会条例の一部改正…… 33
○栃木県体育施設設置及び管理条例の一部改正…… 34
○栃木県環境影響評価条例の一部改正…… 35
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正…… 36
○栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正…… 40
○警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正…… 41

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（栃木県条例第33号）

１　公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。

２　施行期日等

⑴　この条例は、令和８（2026）年１月１日から施行することとしました。

⑵　所要の経過措置を規定することとしました。

◇職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（栃木県条例第34号）

１　国家公務員等の旅費に関する法律の改正に鑑み、内国旅行の旅費の取扱いを改めること等のため、所要の改正をすることとしました。

２　施行期日等

⑴　この条例は、一部を除き、令和９（2027）年４月１日から施行することとしました。

⑵　所要の経過措置を規定することとしました。

⑶　建設業法第32条に規定する参考人の旅費支給条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（栃木県条例第35号）

１　職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる職員の範囲を拡大すること等のため、所要の改正をすることとしました。

２　施行期日等

⑴　この条例は、令和８（2026）年４月１日から施行することとしました。

⑵　職員の給与に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部改正（栃木県条例第36号）

１　情報通信技術の効果的な活用を図るため、書面の掲示を義務付ける規制について、所要の改正をすることとしました。

２　施行期日等

⑴　この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

⑵　所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第37号）

１　栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲すること等のため、所要の改正をすることとしました。

２　施行期日等
⑴　この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。
⑵　所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県公益認定等審議会条例の一部改正（栃木県条例第38号）

１　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第１項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、栃木県公益認定等審議会の委員の任命の基準について、所要の改正をすることとしました。
２　この条例は、令和８（2026）年４月１日から施行することとしました。

◇栃木県体育施設設置及び管理条例の一部改正（栃木県条例第39号）

１　栃木県グリーンスタジアムにラウンジを設置することに伴い、新たにその利用料金の基準額を定めるため、所要の改正をすることとしました。
２　この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇栃木県環境影響評価条例の一部改正（栃木県条例第40号）

１　環境影響評価に係る書類等を公開することができるようにすること等のため、所要の改正をすることとしました。
２　この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正（栃木県条例第41号）

１　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、義務教育諸学校等の教育職員の処遇の改善を図ること等のため、次の条例について所要の改正をすることとしました。
⑴　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
⑵　栃木県公立学校職員給与条例
⑶　栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例
２　施行期日等
⑴　この条例は、令和８（2026）年１月１日から施行することとしました。
⑵　所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（栃木県条例第42号）

１　企業職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における給与の取扱いに関し必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとしました。
２　この条例は、令和８（2026）年４月１日から施行することとしました。

◇警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正（栃木県条例第43号）

１　警察官に支給する被服の品目を改めること等のため、所要の改正をすることとしました。
２　この条例は、公布の日から施行することとしました。

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

1　栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
2　職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
3　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
4　栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正する条例
5　栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
6　栃木県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
7　栃木県体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
8　栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例
9　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
10　栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
11　警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

令和７年12月17日

栃木県知事　福　田　富　一

栃木県条例第33号

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第８項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における法第141条第１項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第１項第３号及び第４号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに法第143条第１項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第８項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における法第141条第１項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第１項第３号及び第４号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに法第143条第１項第４号の３の個人演説会告知用ポスター（栃木県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

附　則

1　この条例は、令和８年１月１日から施行する。
2　改正後の栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（市町村課）

栃木県条例第34号

職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第１条　職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（旅費の種目） **第6条**　内国旅行に係る旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。	（旅費の種目） **第6条**　内国旅行に係る旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。
２～５　略	２～５　略
６　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用について、支給する。	６　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。
７　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、支給する。	７　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。
８　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。	
９～14　略	８～13　略
第10条　削除	**第10条**　旅行者が同一地域（第２条第３項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の１、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の２に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 ２　同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。
第11条　削除	**第11条**　１日の旅行において宿泊料（扶養親族移転料のうち宿泊料に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。
（宿泊費） **第19条**　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務	**第19条**　削除

員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が10級以下の者とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第20条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

（宿泊手当）

第21条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

（着後手当）

第23条　着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第１の定額（以下「移転に係る宿泊料」という。）の５夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第24条　扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1)　赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア　12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに移転に係る宿泊料（水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給するものとし、１日の旅行において定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額によるものとする。以下同じ。）、食卓料（船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給するものとし、その額は１夜につき2,600円とする。以下同じ。）及び着後手

（宿泊料）

第20条　宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第１の定額による。

２　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第21条　食卓料の額は、１夜につき2,600円とする。

２　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（着後手当）

第23条　着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の５夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第24条　扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1)　赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア　12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料及び着後手

改正後	改正前
当の３分の２に相当する額 イ　略 ウ　６歳未満の者については、その移転の際における職員相当の移転に係る宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の１に相当する額。ただし、６歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の２分の１に相当する金額を加算する。 (2) 略 (3) 第１号アからウまでの規定により移転に係る宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 ２　略 （同一地域内旅行の旅費） **第26条**　同一地域（第２条第３項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。 ２　略 （外国旅行の旅費） **第30条**　略 ２　第６条第14項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、任命権者がその都度知事と協議して定める。 **別表第１**（第23条関係） 移転に係る宿泊料 略 備考　略	当の３分の２に相当する額 イ　略 ウ　６歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料＿＿＿＿、食卓料及び着後手当の３分の１に相当する額。ただし、６歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の２分の１に相当する金額を加算する。 (2) 略 (3) 第１号アからウまでの規定により宿泊料＿＿＿＿、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 ２　略 （同一地域内旅行の旅費） **第26条**　同一地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。 ２　略 （外国旅行の旅費） **第30条**　略 ２　第６条第13項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、任命権者がその都度知事と協議して定める。 **別表第１**（第20条関係） 宿泊料＿＿＿＿ 略 備考　略

第２条　職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章　総則（第１条―第７条） 第２章　旅費の種目及び内容 第１節　通則（第８条）	目次 第１章　総則（第１条―第14条） 第２章　内国旅行の旅費（第15条―第29条） 第３章　外国旅行の旅費（第30条）

第２節　交通費（第９条―第12条）
第３節　宿泊費等（第13条―第15条）
第４節　転居費等（第16条―第18条）
第５節　その他の種目（第19条）
第３章　雑則（第20条―第28条）
附則

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 略
(2) 内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号、次条第２項、第９条第３項及び第27条第１項において同じ。）における旅行をいう。
(3) 外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
(4) 出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は所属長が認める場合には、その住所、居所その他所属長が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
(5) 略
(6) 帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
(7) 家族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
(8) 略
(9) 職務の級　職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第１号）第５条第１項第１号に規定する行政職給料表による職務の級並びに行政職給料表の適用を受けない者及び栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）第６条の給料表の適用を受ける者については知事が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

第４章　雑則（第31条―第33条）

附則

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 略
(2) 内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
(3) 外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
(4) 出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
(5) 略
(6) 帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
(7) 扶養親族　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
(8) 略

２　この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第１号）第５条第１項第１号に規定する行

	政職給料表による当該級の職務をいい、行政職給料表の適用を受けない者及び栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）第６条の給料表の適用を受ける者については、知事が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。 ３　この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。
（旅費の支給） **第３条**　略 ２　職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号、次項並びに第20条第１項及び第２項において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 (2) 略 (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族	（旅費の支給） **第３条**　略 ２　職員又はその遺族が次の各号の一に　　該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下　　「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 (2) 略 (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の　　遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族 (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
３　職員が前項第１号　　の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第４項又は第29条第１項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。	３　職員が前項第１号又は第４号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第４項又は第29条第１項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
４　略	４　略
５　第１項、第２項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。	
６　第１項、第２項及び前２項の規定により旅費の支給を受けることができる者　　が、次条第３項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第４項並びに第５条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他	５　第１項、第２項及び前項　の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第４条第３項の規定により、旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既

知事が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。

７　第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第４条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、所属長の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1)・(2)　略

２　略

３　所属長は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

４　所属長は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に知事が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

５　前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。

６　第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第４条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、所属長の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行なわなければならない。

(1)・(2)　略

２　略

３　所属長は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第５条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

４　所属長は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、又は記録し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合には、速やかに旅行命令簿等に、当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

５　前項に規定する旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって知事が定めるものをいう。以下同じ。）をもって提示することができる。

６　前項の規定により旅行命令簿等の提示が電磁的方法により行われたときは、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記

	録がされた時に当該旅行命令簿等を提示したものとみなす。 ７　第４項に規定する旅行命令簿等の提示については、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第５号）第４条の規定は、適用しない。 ８　第４項に規定する旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式は、知事が定める。
（旅行命令等に従わない旅行） **第５条**　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ所属長に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 ２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに　所属長に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 ３　略	（旅行命令等に従わない旅行） **第５条**　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更された　旅行命令等を含む。以下本条　において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ所属長に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 ２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに所属長に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 ３　略 （旅費の種目） **第６条**　内国旅行に係る旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。 ２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。 ５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ１キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。 ６　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用について、支給する。 ７　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、支給する。 ８　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。 ９　移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。 10　着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

（旅費の計算）

第６条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって　　計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により　旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

11　扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12　旅行雑費は、出張又は赴任に伴う雑費について、支給する。

13　外国旅行に係る旅費の種目は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第４条に規定する旅費の種目とする。

14　外国旅行のうち旅行先の特別の事情を考慮して任命権者が定めるものについては、前項に規定する旅費に代えて、外国旅行手当を旅費として支給することができる。

第７条　削除

（旅費の計算）

第８条　旅費は　　、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第９条　旅費計算上の旅行日数は、第３項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて１日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

２　前項ただし書の規定により通算した日数に１日未満の端数を生じたときは、これを１日とする。

３　第３条第２項第１号から第４号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第１項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第10条　削除

第10条の２　職員がその住所又は居所から直ちに旅行する場合において、住所又は居所から目的地に至る旅費額が在勤庁から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤庁から目的地に至る旅費を支給する。

第11条　削除

（旅費の請求手続）

第７条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支出命令権者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

２・３　略

４　支出命令権者等は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第２項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

５　第１項に規定する請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって知事が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

６　前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第12条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支出命令権者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

２・３　略

４　第１項に規定する請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。

５　前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は書類を提出したものとみなす。

６　第１項に規定する請求書又は書類の提出については、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第３条の規定は、適用しない。

７　第１項に規定する請求書及び必要な資料　の種類、記載事項又は記録事項、　第２項及び第３項に規定する期間並びに第４項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、知事が定める。

第２章　旅費の種目及び内容

第１節　通則

（旅費の種目及び内容）

第８条　内国旅行に係る旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とし、これらの内容については，この章の定めるところによる。

第２節　交通費

（鉄道賃）

第９条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道その他知事が定めるものをいう。次項及び第12条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1)　運賃

(2)　急行料金

(3)　寝台料金

(4)　座席指定料金

(5)　特別車両料金

(6)　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

７　第１項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第２項及び第３項に規定する期間　は、知事が定める。

（旅行依頼の旅費）

第14条　第３条第４項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が知事と協議して定める旅費とする。

第２章　内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第15条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1)　その乗車に要する運賃

(2)　急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3)　特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4)　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃、第２号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

２　前項第２号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1)　特別急行列車を運行する線路による旅行であって、片道100キロ

３　第１項第５号に規定する特別車両料金は、県外（在勤庁の存する都道府県内の地域以外の本邦の地域をいう。以下同じ。）旅行の場合に限り支給する。
４　住所又は居所から目的地に至る旅費額の計算については、前項中「在勤庁」とあるのは、「住所又は居所」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（船賃）
第10条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他知事が定めるものをいう。次項及び第12条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
(1)　運賃
(2)　寝台料金
(3)　座席指定料金
(4)　特別船室料金
(5)　前各号に掲げる費用に付随する費用
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

（航空賃）
第11条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他知事が定めるものをいう。次項及び次条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
(1)　運賃
(2)　座席指定料金
(3)　前２号に掲げる費用に付随する費用
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空メートル以上のもの又は知事が定める片道100キロメートル未満のもの
(2)　普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
３　第１項第３号に規定する特別車両料金は、県外（在勤庁の存する都道府県内の地域以外の本邦の地域をいう。以下同じ。）旅行の場合に限り支給する。
４　第１項第４号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

機により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号、第３号及び第５号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1)　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2)　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する

（船賃）

第16条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1)　運賃の等級を３等級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(2)　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3)　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4)　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前３号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5)　第３号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6)　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

２　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第17条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第18条　車賃の額は、１キロメートルにつき45円以内で知事が定める額とする。ただし、定額の車賃により難い場合その他の知事が定める場合には、実費額による。

自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
(3) 前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
(4) 自家用の交通用具を使用する移動（所属長の承認を受けたものに限る。）に係る費用として、当該移動の路程１キロメートルにつき知事が定める費用
(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第４号の費用は、全路程を通算して計算する。

３　略

第３節　宿泊費等

（宿泊費）

第13条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が10級以下の者とする。

２　略

（包括宿泊費）

第14条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び＿＿当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

第15条　略

第４節　転居費等

（転居費）

第16条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第１項第１号又は第２号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して知事が定める方法により算定される額と

２　車賃＿＿＿＿＿＿は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

３　略

（宿泊費）

第19条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が10級以下の者とする。

２　略

（包括宿泊費）

第20条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

第21条　略

する。

（着後滞在費）

第17条　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1)　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族１人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2)　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

２　所属長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

（移転料）

第22条　移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1)　赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第２の定額による額

(2)　赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の２分の１に相当する額

(3)　赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

２　前項第３号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

３　所属長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合

には、第１項第３号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第23条　着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第１の定額（以下「移転に係る宿泊料」という。）の５夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第24条　扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1)　赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア　12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに移転に係る宿泊料（水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給するものとし、１日の旅行において定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額によるものとする。以下同じ。）、食卓料（船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給するものとし、その額は１夜につき2,600円とする。以下同じ。）及び着後手当の３分の２に相当する額

イ　12歳未満６歳以上の者については、アに規定する額の２分の１に相当する額

ウ　６歳未満の者については、その移転の際における職員相当の移転に係る宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の１に相当する額。ただし、６歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の２分の１に相当する金額を加算する。

(2)　前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第１項第１号又は第３号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3)　第１号アからウまでの規定により移転に係る宿泊料、食卓料及び着

後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第５節　その他の種目

（旅行雑費）

第19条　旅行雑費は、公務上の必要による通信連絡に要する費用その他の雑費で知事が定めるものとし、その額は、実費額又はこれに相当する額として知事が定める額とする。

（旅行雑費）

第25条　旅行雑費の額は、駐車料金、有料道路の料金その他の雑費で知事が定めるものについて、実費額又はこれに相当する額として知事が定める額とする。

（同一地域内旅行の旅費）

第26条　同一地域（第２条第３項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。

２　前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、同一地域内において住所又は居所を移転した場合には、別表第２の移転料定額の３分の１に相当する額（扶養親族を随伴しない場合にはその２分の１に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（住所等から目的地に至る旅費額）

第27条　住所又は居所から目的地に至る旅費額の計算については、第15条第３項中「在勤庁」とあるのは、「住所又は居所」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（退職者等の旅費）

第28条　第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1)　職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア　退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ　退職等の命令の通達を受けた日の翌日から３月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2)　職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第29条　第３条第２項第２号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1)　職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2)　職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

２　遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第２条第１項第８号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

３　第３条第２項第３号の規定により支給する旅費は、第24条第１項第１号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第３章　外国旅行の旅費

第３章　雑則

（退職者等の旅費）

第20条　第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて知事が定めるものとする。

２　前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

３　任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第21条　第３条第２項第２号又は第３号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて知事が定めるものとする。

（証人等の旅費）

第22条　第３条第４項又は第５項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が知事に協議して定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第23条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第９条第１項各号、第10条第１項各号、第11条第１項各号及び第12条第１項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び旅行雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第１項及び第19条並びに第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第24条　任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である

（外国旅行の旅費）

第30条　外国旅行の旅費については、旅費法施行令の各相当規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

２　第６条第14項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、任命権者がその都度知事と協議して定める。

第４章　雑則

（旅費の調整）

第31条　任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である

場合には、知事に協議して定める旅費を支給することができる。
３　略

（旅費の特例）
第25条　任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第３項又は　第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第３項若しくは第64条の規定による旅費　に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費　に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）
第26条　支出命令権者等は、旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。
２　旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
３　前項に規定する給与の種類は、知事が定める。

（外国旅行の旅費）
第27条　この条例に定めるもののほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の適用を受ける国家公務員の例による。ただし、外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、この条例の内国旅行の規定による。
２　前項本文の場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、任命権者が人事委員会と協議して定める。
３　外国旅行のうち旅行先の特別の事情を考慮して任命権者が定めるものについては、第１項に規定する旅費に代えて、外国旅行手当を旅費として支給することができる。この場合において、外国旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、任命権者がその都度知事と協議して定める。

第28条　略

場合にはその必要とする　旅費を支給することができる。
３　略

（旅費の特例）
第32条　任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第３項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定により旅費の支給ができないとき　又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第３項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

第33条　略

附　則 １　略 （経過措置） ２　この条例を教育委員会の任命に係る職員及び警察職員に適用するに当たっては、第24条第３項及び次項中「知事」とあるのは、「教育委員会」又は「警察本部長」と読み替えるものとする。 ３　略 ４　内国旅行に係る鉄道賃、船賃及び航空賃の額については、知事が定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第９条第２項、第10条第２項及び第11条第２項　　中「最上級の運賃」とあるのは「最下級の運賃」として　これらの規定を適用する。 ５　内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、知事が定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第９条第１項第５号及び同条第３項並びに第10条第１項第４号の規定は、適用しない。	附　則 １　略 （経過措置） ２　この条例を教育委員会の任命に係る職員及び警察職員に適用するに当たっては、第31条第３項及び次項中「知事」とあるのは、「教育委員会」又は「警察本部長」と読み替えるものとする。 ３　略 ４　内国旅行に係る　　船賃　　の額については、知事が定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第16条第１項第１号中「上級の運賃」とあるのは「中級の運賃」と、同項第２号中「上級　の運賃」とあるのは「下級　の運賃」として、これらの規定を適用する。 ５　内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、知事が定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第15条第１項第３号及び同条第３項並びに第16条第１項第５号の規定は、適用しない。

別表第１及び別表第２を削る。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第３条　知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（旅費） **第６条**　知事及び副知事が公務のため旅行したときは、　　給与条例第５条第１項第１号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の９級の職務にある職員であるものとして、職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）の規定の例により計算した額を旅費として支給する。ただし、同条例第19条第１項に規定する宿泊費基準額は、知事にあっては国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号）第１条第２項第１号に規定する内閣総理大臣等、副知事にあっては同項第２号に規定する指定職職員等に係る宿泊費基準額とする。 ２・３　略	（旅費） **第６条**　知事及び副知事が公務のため旅行したときは、別表に定める額及び給与条例第５条第１項第１号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の９級の職務にある職員に支給される旅費の額（宿泊料及び食卓料を除く。）と同一の　　額を旅費として支給する。 ２・３　略

別表を削る。

第４条　知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（旅費） **第６条**　知事及び副知事が公務のため旅行したときは、給与条例第５条第１項第１号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の９級の職務にある職員であるものとして、職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）の規定の例により計算した額を旅費として支給する。ただし、同条例第13条第１項に規定する宿泊費基準額は、知事にあっては国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号）第１条第２項第１号に規定する内閣総理大臣等、副知事にあっては同項第２号に規定する指定職職員等に係る宿泊費基準額とする。 ２・３　略	（旅費） **第６条**　知事及び副知事が公務のため旅行したときは、給与条例第５条第１項第１号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の９級の職務にある職員であるものとして、職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）の規定の例により計算した額を旅費として支給する。ただし、同条例第19条第１項に規定する宿泊費基準額は、知事にあっては国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号）第１条第２項第１号に規定する内閣総理大臣等、副知事にあっては同項第２号に規定する指定職職員等に係る宿泊費基準額とする。 ２・３　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第３条並びに次項及び附則第７項から第10項までの規定は、令和８年７月１日から施行する。

（職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「８年新条例」という。）の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に職員等の旅費に関する条例第２条第１項第１号に規定する所属長（以下「所属長」という。）が８年新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、一部施行日前に所属長が第１条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「８年旧条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、一部施行日前に所属長が８年旧条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発し、かつ、一部施行日以後に所属長が８年新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、８年新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

３　第２条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「９年新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所属長が９年新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び９年新条例第３条第５項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に所属長が第２条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「９年旧条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に所属長が９年旧条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に所属長が９年新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、９年新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

４　９年新条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

５　９年新条例第３条第６項及び第７項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受け

ることができる場合について適用し、９年旧条例第３条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

６　９年新条例第26条の規定は、９年新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

７　第３条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定は、一部施行日以後に所属長が８年新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、一部施行日前に所属長が８年旧条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、一部施行日前に所属長が８年旧条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発し、かつ、一部施行日以後に所属長が８年新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、８年新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（委任）

８　この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（建設業法第32条に規定する参考人の旅費支給条例の一部改正）

９　建設業法第32条に規定する参考人の旅費支給条例（昭和25年栃木県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第２条　参考人が出頭したときは、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第１号）の適用を受ける職員の例により旅費を支給する。	**第２条**　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費の６種とし、参考人として出頭したときこれを支給する。 ２　旅費の額は、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第１号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定するものとし、旅費の支給方法は、県の一般職に属する職員に対する旅費支給の例による。

（建設業法第32条に規定する参考人の旅費支給条例の一部改正に伴う経過措置）

10　前項の規定による改正後の建設業法第32条に規定する参考人の旅費支給条例の規定は、一部施行日以後に建設業法（昭和24年法律第100号）第32条第１項に規定する聴聞の主宰者（以下「聴聞の主宰者」という。）が８年新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、一部施行日前に聴聞の主宰者が８年旧条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、一部施行日前に聴聞の主宰者が８年旧条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発し、かつ、一部施行日以後に聴聞の主宰者が８年新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、８年新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

栃木県条例第35号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年栃木県条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（週休日及び勤務時間の割振り等） **第３条**　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第３	（週休日及び勤務時間の割振り） **第３条**　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日

項及び第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において、週休日を設けることができる。	をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において、週休日を設けることができる。
２　略	２　略
３　任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第１項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、４週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第１項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。	３　任命権者は、次に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、４週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
	(1)　子（地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第７条第１項から第３項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの
	(2)　前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの
（週休日の振替等）	（週休日の振替等）
第５条　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第３条第２項若しくは第３項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち４時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤	**第５条**　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第３条第２項若しくは第３項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち４時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤

務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

２　前項の規定は、職員に第３条第３項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

（深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第７条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。次項及び第３項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前５時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

２・３　略

４　前３項の規定は、配偶者等（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）で、負傷、疾病、老齢等により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。次項及び第３項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前５時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第２項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第２項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第７条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のある職員（職員の配偶者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前５時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

２・３　略

４　前３項の規定は、配偶者等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿で、負傷、疾病、老齢等により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のある職員（職員の配偶者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前５時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第２項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第２項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

附　則

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

2　職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第８条　略 ２・３　略 ４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日並びに勤務時間等条例第３条第３項及び勤務時間等条例第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。	第８条　略 ２・３　略 ４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
（超過勤務手当） 第15条　略 ２・３　略 ４　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日又は勤務時間等条例第３条第３項及び勤務時間等条例第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が１箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第19条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 ５・６　略	（超過勤務手当） 第15条　略 ２・３　略 ４　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が１箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第19条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 ５・６　略
（休日給） 第16条　祝日法による休日等（勤務時間等条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が同条及び勤務時間等条例第５条第１項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末	（休日給） 第16条　祝日法による休日等（勤務時間等条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が同条及び勤務時間等条例第５条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末

年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第19条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。 （管理職員特別勤務手当） **第18条の２**　第９条の２第１項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第３条第３項及び勤務時間等条例第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２～４　略	年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第19条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。 （管理職員特別勤務手当） **第18条の２**　第９条の２第１項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第３条第１項、第４条及び第５条　　の規定に基づく週休日　　又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２～４　略

（人事課）

栃木県条例第36号

栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正する条例

（栃木県木材業者登録条例の一部改正）

第１条　栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（登録の実施等） **第５条**　略 ２・３　略 ４　登録証の交付を受けた者は、その旨を営業所及び工場の見やすい場所に掲示し、又は規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	（登録の実施等） **第５条**　略 ２・３　略 ４　登録証の交付を受けた者は、その旨を営業所及び工場の見やすい場所に掲示し　　なければならない。

（栃木県行政手続条例の一部改正）

第２条　栃木県行政手続条例（平成７年栃木県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（聴聞の通知の方式） **第15条**　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人　となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4)　略 ２　略 ３　行政庁は、不利益処分の名宛人　となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、公示の方法　　によって行うことができる。 ４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	（聴聞の通知の方式） **第15条**　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4)　略 ２　略 ３　行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
（代理人） **第16条**　前条第１項の通知を受けた者（同条第４項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 ２～４　略	（代理人） **第16条**　前条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 ２～４　略
（続行期日の指定） **第22条**　略 ２　略 ３　第15条第３項及び第４項の規定は、前項本文の場合において、当事者	（続行期日の指定） **第22条**　略 ２　略 ３　第15条第３項　　の規定は、前項本文の場合において、当事者

又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「　　とき」とあるのは「　　とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） **第29条**　第15条第３項及び第４項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第３項中「第１項」とあるのは「第28条」と、同条第４項中「第１項第３号及び第４号」とあるのは「第28条第３号」と、第16条第１項中「前条第１項」とあるのは「第28条」と、「同条第４項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第４項後段」と読み替えるものとする。	又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項　　中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、　　「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた　　日の翌日）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） **第29条**　第15条第３項及び　　第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第３項中「第１項」とあるのは「第28条」と、「同項第３号　　及び第４号」とあるのは「同条第３号　」と、第16条第１項中「前条第１項」とあるのは「第28条」と、「同条第３項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第３項後段」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

２　第２条の規定による改正後の栃木県行政手続条例第15条第３項及び第４項（これらの規定を同条例第22条第３項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

栃木県条例第37号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後		改　正　前	
別表第１（第２条、第３条関係）		**別表第１**（第２条、第３条関係）	
１～18　略		１～18　略	
18の２　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第１号から第５号までに掲げる事務にあっては法第33条の10第１項に規定する認可外保育施設に係るものに限り、第６号から第13号まで及び第18号に掲げる事	略	18の２　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第１号から第８号まで及び第13号　　に掲げる事	略

務にあっては法第６条の３第９項から第12項まで及び第39条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。） (1) 法第33条の14第１項の規定による通知の受理 (2) 法第33条の14第２項の規定による措置 (3) 法第33条の14第３項の規定による措置 (4) 法第33条の15第１項の規定による報告 (5) 法第33条の16の２第１項の規定による通知 (6)～(20) 略		務にあっては、法第６条の３第９項から第12項まで及び第39条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。） (1)～(15) 略	
18の３～35の10　略		18の３～35の10　略	
36　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)　略 (3) 法第57条第２項の規定による届出の受理 (4) 法第57条第３項の規定による届出の受理 (5) 法第59条第１項の規定による承認 (6) 法第66条の規定による助言及び指導 (7) 法第67条の規定による報告の徴収 (8) 法第68条第２項の規定による届出の受理 (9) 法第68条第３項の規定による承認 (10)　法第69条の規定による命令 (11)　法第70条第１項の規定による認可の取消し (12)　法第71条第１項の規定による届出の受理 (13)　法第73条の規定による援助 (14)　略	略	36　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)　略 (3) 法第58条第１項の規定による承認 (4) 法第65条の規定による助言及び指導 (5) 法第66条の規定による報告の徴収 (6) 法第67条第２項の規定による届出の受理 (7) 法第67条第３項の規定による承認 (8)　法第68条の規定による命令 (9)　法第69条第１項の規定による認可の取消し (10)　法第70条第１項の規定による届出の受理 (11)　法第72条の規定による援助 (12)　略	略
37　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3)　略	略	37　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3)　略	略

(4) 法第15条第１項の規定による届出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等 (5)～(130)　略	
37の２～42　略	

別表第２（第２条関係）

１～４　略
５　医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(22) 略 (23)　法第69条の２第２項の規定による報告の受理等 (24)・(25)　略
５の２～31　略

(4) 法第15条第１項の規定による届出＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の受理等 (5)～(130)　略	
37の２～42　略	

別表第２（第２条関係）

１～４　略
５　医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(22) 略 (23)・(24)　略
５の２～31　略

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の37の項の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第１の左欄及び別表第２に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第１の左欄に掲げる事務にあっては同表の右欄に掲げる市町村の長、新条例別表第２に掲げる事務にあっては宇都宮市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村長のした処分その他の行為又は当該市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

栃木県条例第38号

栃木県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

栃木県公益認定等審議会条例（平成19年栃木県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（組織） **第２条**　略 ２　委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益	（組織） **第２条**　略 ２　委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td>信託（公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）第２条第１項第１号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</td><td>に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（行政改革ＩＣＴ推進課）

栃木県条例第39号

栃木県体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置及び管理条例（平成５年栃木県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第10条関係）
１・２　略
３　栃木県グリーンスタジアムの利用料金の基準額
(1)・(2)　略
(3)　ラウンジ
<table>
<tr><th colspan="2">施設区分＼利用時間</th><th>午前９時から午後９時まで</th></tr>
<tr><td rowspan="4">メイングラウンド</td><td>ラウンジ１</td><td>１回につき　2,000円</td></tr>
<tr><td>ラウンジ２</td><td>１回につき　2,000円</td></tr>
<tr><td>ラウンジ３</td><td>１回につき　2,000円</td></tr>
<tr><td>プレミアムラウンジ</td><td>１回につき　11,000円</td></tr>
</table>
(4)　略
備考
１・２　略
３　やむを得ない理由により午前９時前又は午後９時後にメイングラウンド、サブグラウンド、会議室又はラウンジを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前９時前又は午後９時後の利用時間１時間につき、次に掲げる額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるも
</td><td>
別表（第10条関係）
１・２　略
３　栃木県グリーンスタジアムの利用料金の基準額
(1)・(2)　略

(3)　略
備考
１・２　略
３　やむを得ない理由により午前９時前又は午後９時後にメイングラウンド、サブグラウンド又は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前９時前又は午後９時後の利用時間１時間につき、午前９時前の利用にあっては午前９時から午後１時まで、午後９時後の利用にあっては午後５時から午後９時までにつき定められている利用料金の基準額の４分の１に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるも
</td></tr>
</table>

のとする。 (1) メイングラウンド、サブグラウンド及び会議室　午前９時前の利用にあっては午前９時から午後１時まで、午後９時後の利用にあっては午後５時から午後９時までにつき定められている利用料金の基準額の４分の１に相当する額 (2) ラウンジ　午前９時から午後９時までの時間１回につき定められている利用料金の基準額の12分の１に相当する額 ４　高校生等以下の者がメイングラウンド、サブグラウンド、会議室、ラウンジ又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前項に定める額を２で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。 ５　入場料を徴収してメイングラウンド又はサブグラウンドを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室、ラウンジ又は附属施設及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前２項に定める額に２を乗じて得た額とする。 ４～８　略	のとする。 ４　高校生等以下の者がメイングラウンド、サブグラウンド、会議室＿＿＿＿又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前項に定める額を２で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。 ５　入場料を徴収してメイングラウンド又はサブグラウンドを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室＿＿＿＿又は附属施設及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前２項に定める額に２を乗じて得た額とする。 ４～８　略

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（スポーツ振興課）

栃木県条例第40号

栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例

栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第34条の２　第８条第４項（第16条第２項において準用する場合を含む。）、第17条、第21条、第25条第１項、第28条から第32条まで、＿＿第37条から第39条まで（同条第１項第３号＿を除く。）、第40条及び第41条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 略	**第34条の２**　第８条第４項（第16条第２項において準用する場合を含む。）、第17条、第21条、第25条第１項、第28条から第32条まで及び第37条から第41条まで（第39条第１項第３号を除く。）＿＿＿＿＿＿の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 略
第39条　略	**第39条**　略

（環境影響評価に係る書類等の公開） 第39条の２　知事は、事業者（第４号にあっては、事業者等。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない。 (1)　第６条第３項の規定による公表　当該公表がされた方法書 (2)　第12条第２項において準用する第６条第３項の規定による公表　当該公表がされた準備書 (3)　第19条第２項において準用する第６条第３項の規定による公表　当該公表がされた評価書 (4)　第29条の２第２項において読み替えて準用する第６条第３項の規定による公表　当該公表がされた報告書 別表（第２条関係） １　略 ２　ダムの新築及び改築の事業 ３～18　略	別表（第２条関係） １　略 ２　ダムの新築＿＿＿＿の事業 ３～18　略

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（環境森林政策課）

栃木県条例第41号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第１条　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年栃木県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（教職調整額の支給等） 第３条　義務教育諸学校等の教育職員（栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）別表第１の教育職給料表(1)又は別表第２の教育職給料表(2)の適用を受ける者に限る。第５条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の１級、２級又は特２級である者（指導改善研修被認定者（法第３条第１項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第５条において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整	（教職調整額の支給等） 第３条　義務教育諸学校等の教育職員（栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）別表第１の教育職給料表(1)又は別表第２の教育職給料表(2)の適用を受ける者に限る。第５条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の１級、２級又は特２級である者＿＿＿＿には、その者の給料月額の100分の４に相当する額の教職調整

改　正　後	改　正　前
額を支給する。 ２　略 （正規の勤務時間を超える勤務等） **第５条**　義務教育諸学校等の教育職員（給料の特別調整額を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成７年栃木県条例第５号）第２条から第５条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。 (1)・(2)　略 ２・３　略 **附　則** １　略 ２　次の表の左欄に掲げる期間における第３条第１項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 令和８年１月１日から同年12月31日まで　100分の５ 令和９年１月１日から同年12月31日まで　100分の６ 令和10年１月１日から同年12月31日まで　100分の７ 令和11年１月１日から同年12月31日まで　100分の８ 令和12年１月１日から同年12月31日まで　100分の９	額を支給する。 ２　略 （正規の勤務時間を超える勤務等） **第５条**　義務教育諸学校等の教育職員（給料の特別調整額を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成７年栃木県条例第５号）第２条から第５条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。 (1)・(2)　略 ２・３　略 **附　則** ①　略

（栃木県公立学校職員給与条例の一部改正）

第２条　栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（義務教育等教員特別手当） **第９条の６**　略 ２　前項の手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、次項に規定する校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮し	（義務教育等教員特別手当） **第９条の６**　略 ２　前項の手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて

て、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

３　教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第13条第２項の条例で定める校務の種類は、学級を担任する業務その他の校務で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものとする。

４　略

５　前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

（超過勤務手当等に関する規定の適用除外）

第11条の３　第10条の２から第10条の４までの規定は、教育職員及び第８条の２に規定する教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める県立学校の事務長の職にある職員には適用しない。ただし、第10条の２の規定は、教育職員のうち指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第３条第１項に規定する指導改善研修被認定者をいう。）には適用する。

（休職者の給与）

第14条　休職者（専従休職者（法第55条の２第１項ただし書の許可を受けた職員をいう。）を含む。）の給与については、教育公務員特例法第14条の規定の適用又は準用を受ける場合を除き、普通職員の例による。

附　則

27　略

28　次の表の左欄に掲げる期間における別表第１の備考２の規定の適用については、同表の備考２中「30,700円」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「23,000円」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和８年１月１日から同年12月31日まで	11,500円	3,800円
令和９年１月１日から同年12月31日まで	15,400円	7,700円
令和10年１月１日から同年12月31日まで	19,200円	11,500円
令和11年１月１日から同年12月31日まで	23,000円	15,300円
令和12年１月１日から同年12月31日まで	26,900円	19,200円

29　次の表の左欄に掲げる期間における別表第２の備考２の規定の適用に

、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

３　略

４　前３項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

（超過勤務手当等に関する規定の適用除外）

第11条の３　第10条の２から第10条の４までの規定は、教育職員及び第８条の２に規定する教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める県立学校の事務長の職にある職員には適用しない。

（休職者の給与）

第14条　休職者（専従休職者（法第55条の２第１項ただし書の許可を受けた職員をいう。）を含む。）の給与については、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第14条の規定の適用又は準用を受ける場合を除き、普通職員の例による。

附　則

27　略

ついては、同表の備考２中「31,700円」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「24,200円」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和８年１月１日から同年12月31日まで	11,500円	4,000円
令和９年１月１日から同年12月31日まで	15,600円	8,100円
令和10年１月１日から同年12月31日まで	19,600円	12,100円
令和11年１月１日から同年12月31日まで	23,600円	16,100円
令和12年１月１日から同年12月31日まで	27,700円	20,200円

別表第１（第６条関係）

教育職給料表(1)

略

備考

１　略

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に30,700円を、４級である職員の給料月額はこの表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第２（第６条関係）

教育職給料表(2)

略

備考

１　略

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円を、４級である職員の給料月額はこの表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第１（第６条関係）

教育職給料表(1)

略

備考

１　略

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第２（第６条関係）

教育職給料表(2)

略

備考

１　略

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

（栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第３条　栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年栃木県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特殊勤務手当の区分） **第３条**　特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(3)　略	（特殊勤務手当の区分） **第３条**　特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(3)　略 (4)　多学年学級担当手当

(4)～(6)　略 第10条から第12条まで　削除	(5)～(7)　略 第10条及び第11条　削除 （多学年学級担当手当） 第12条　多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は義務教育学校の２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。 ２　前項の手当の額は、勤務１日につき290円を超えない範囲内で、教育委員会が規則で定める。

附　則

１　この条例は、令和８年１月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第25条第１項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第４項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教職調整額及び超過勤務手当の支給については、第１条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第３条第１項及び第２条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例第11条の３ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（教育委員会事務局教育政策課）

栃木県条例第42号

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年栃木県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（休日給） 第10条　略 ２　休日給は、休日等（毎日曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日（管理者の権限を行う知事が職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日を除く。）をいう。以下同じ。）と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、管理者の権限を行う知事が別に定める日）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。 （管理職員特別勤務手当） 第12条の２　管理職員特別勤務手当は、第４条に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第３	（休日給） 第10条　略 ２　休日給は、休日等（毎日曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、管理者の権限を行う知事が別に定める日）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。 （管理職員特別勤務手当） 第12条の２　管理職員特別勤務手当は、第４条に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第３

改正後	改正前
号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日若しくは管理者の権限を行う知事が職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。 ２　略	号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。 ２　略

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（企業局）

栃木県条例第43号

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年栃木県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第68条第２項の規定に基づき、警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する事項を定めることを目的とする。

（支給品の品目、員数及び使用期間）

第２条　警察官に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、警察本部長（以下「本部長」という。）はその員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

支給区分／品目	警部以上の警察官		警部補以下の警察官	
	員数	使用期間	員数	使用期間
冬帽子	略	略	略	略
合帽子	略	略	略	略
夏帽子	略	略	略	略

改　正　前

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第68条第２項及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の４第４項の規定に基づき、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する事項を定めることを目的とする。

（支給品の品目、員数及び使用期間）

第２条　警察官等に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、警察本部長（以下「本部長」という。）はその員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

支給区分／品目	警部以上の警察官		警部補以下の警察官		交通巡視員	
	員数	使用期間	員数	使用期間	員数	使用期間
冬帽子	略	略	略	略	１個	16月
合帽子	略	略	略	略	１個	16月
夏帽子	略	略	略	略	１個	16月

冬活動帽子	略	略	略	略
合活動帽子	略	略	略	略
夏活動帽子	略	略	略	略
冬服	略	略	略	略
合服	略	略	略	略
夏服	略	略	略	略
冬活動服	略	略	略	略
合活動服	略	略	略	略
防寒服	略	略	略	略
雨衣	略	略	略	略
冬ワイシャツ	略	略	略	略
合ワイシャツ	略	略	略	略
冬ネクタイ	略	略	略	略
合ネクタイ	略	略	略	略
冬活動ネクタイ	略	略	略	略
合活動ネクタイ	略	略	略	略
ベルト	略	略	略	略
手袋	略	略	略	略
靴下	略	略	略	略
長靴	略	略	略	略
短靴	略	略	略	略

２　略

３　警察官　に任命後初めて支給品を支給する場合には、第１項の規定にかかわらず、冬服及び合服並びに夏服ズボン＿＿＿＿＿＿＿＿については２着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては３着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては２個とする。

４　略

（貸与品）

第３条　警察官　に貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目及び員数は、次の表のとおりとする。

品目	員数
階級章	３個
識別章	３個
警察手帳	１冊
手錠	１個

冬活動帽子	略	略	略	略	１個	16月
合活動帽子	略	略	略	略	１個	16月
夏活動帽子	略	略	略	略	１個	16月
冬服	略	略	略	略	１着	12月
合服	略	略	略	略	１着	12月
夏服	略	略	略	略	１着	４月
冬活動服	略	略	略	略	１着	12月
合活動服	略	略	略	略	１着	12月
防寒服	略	略	略	略	１着	30月
雨衣	略	略	略	略	１着	36月
冬ワイシャツ	略	略	略	略	１着	４月
合ワイシャツ	略	略	略	略	１着	４月
冬ネクタイ	略	略	略	略	１個	４月
合ネクタイ	略	略	略	略	１個	４月
冬活動ネクタイ	略	略	略	略	１個	４月
合活動ネクタイ	略	略	略	略	１個	４月
ベルト	略	略	略	略	１個	36月
手袋	略	略	略	略	２組	12月
靴下	略	略	略	略	２足	４月
長靴	略	略	略	略	１足	24月
短靴	略	略	略	略	１足	12月

２　略

３　警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第１項の規定にかかわらず、冬服及び合服並びに夏服ズボン又は夏服スカートについては２着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては３着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては２個とする。

４　略

（貸与品）

第３条　警察官等に貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目及び員数は、次の表のとおりとする。

品目＼貸与区分	警察官	交通巡視員
階級章	３個	
交通巡視員章		３個
識別章	３個	３個

警笛		１個
警棒		１本
拳銃		１丁
帯革		１本
拳銃つりひも		１本

２　略

（使用期間の満了しない支給品及び貸与品の取扱）

第５条　警察官　が失職し、退職し、休職を命ぜられ、又は臨時待命を命ぜられ若しくは承認された場合には、その者は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納しなければならない。警察官　が死亡した場合には、本部長は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納するための措置を講ずるものとする。

警察手帳	１冊	１冊
手錠	１個	
警笛	１個	１個
警棒	１本	
けん銃	１丁	
帯革	１本	１本
ショルダーバッグ	１個	１個
けん銃つりひも	１本	
備考　ショルダーバッグは、女子に限り、貸与する。		

２　略

（使用期間の満了しない支給品及び貸与品の取扱）

第５条　警察官等が失職し、退職し、休職を命ぜられ、又は臨時待命を命ぜられ若しくは承認された場合には、その者は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納しなければならない。警察官等が死亡した場合には、本部長は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納するための措置を講ずるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（警察本部警務課）

発行人　栃木県　〒320-8501　宇都宮市塙田１丁目１番20号